

環技審第16号
令和元年8月1日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 山本玲子



(仮称) 大和風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (答申)
令和元年6月3日付け環対第86号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



（仮称）大和風力発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 計画段階環境配慮書においては、風況等の事業性だけではなく、生活環境や自然環境への負荷などにも配慮し、検討した複数の事業実施想定区域（以下「事業区域」という。）案の提示及び比較検討による事業区域の絞り込み経過の記載が求められる。本計画段階環境配慮書においては、この記載が不十分なため、事業区域選定に配慮した諸要因を示すとともに、絞り込みの経緯を明確に記載すること。
- (2) 事業区域は、大部分が県立自然公園船形連峰内に位置しており、良好な自然環境が保全されている。また、南側は「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ（平成30年5月作成）」において、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき区域となっている。これらのことから、事業の実施に当たっては、自然環境等への特段の配慮が必要な地域である。特に、事業区域に含まれる特定植物群落及びその周辺の原生林は、船形山から連続する原生林の中でも低標高で残っている地域であり、動物、植物及び生態系にとって保全上の重要度が高いことから、事業区域から除外すること。
- (3) 風車の配置については、風況等の事業性だけではなく、生活環境や自然環境にも十分配慮した複数案を比較検討すること。また、その検討経緯を方法書に記載すること。
- (4) 事業区域南側の保安林における事業実施可能性を踏まえ、地域の諸計画も確認した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。
- (5) 事業区域周辺の住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水質

事業区域及びその周辺は、水道水源特定保全地域に指定されていることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水質への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質

- イ 事業区域の西側は、日本の典型地形（地すべり地）に該当する。この地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識し、地震ハザードステーション等で詳細な位置を把握した上で、調査、予測及び評価をし、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を事業区域から除外すること。
- ロ 事業区域の東側に存在する土砂災害危険箇所（土石流危険渓流）を危険渓流の流域も含めて把握した上で、調査、予測及び評価をし、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を事業区域から除外すること。

(3) 植物

- イ 事業区域南東側の吉田川源流付近には、重要な植物群落が局所的に成立する可能性があるため、適切に把握するよう調査手法を設定すること。
- ロ 升沢のオオバヤナギ群落は、土砂の流入等により影響を受ける可能性があるため、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業区域周辺にあるバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 温室効果ガス

森林伐採や土地の改変等の工事及び風力発電施設の製造・輸送・稼働・廃棄による温室効果ガスの環境負荷を考慮した上で対象事業実施区域の選定を行うこと。

(6) 放射線の量

事業の実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、対象事業実施区域内の空間放射線量及び土壤の放射性物質濃度を測定すること。